

# 平成19年度第1回自然再生専門家会議

## 会議録

1. 日 時 平成19年11月12日(月) 14:00～16:02
2. 場 所 虎ノ門パストラル 新館4F プリムローズ
3. 出席者
- |         |                        |       |       |  |
|---------|------------------------|-------|-------|--|
| (委員長)   | 辻井 達一                  |       |       |  |
| (委員)    | 池谷 奉文                  | 近藤 健雄 | 進士五十八 |  |
|         | 小野 勇一                  | 広田 純一 | 吉田 正人 |  |
|         | 鷺谷 いづみ                 |       |       |  |
| (環境省)   | 渡邊自然環境計画課長             |       |       |  |
|         | 難波自然環境計画課課長補佐          |       |       |  |
| (国土交通省) | 桑田環境政策課長               |       |       |  |
|         | 井上国土環境政策企画官            |       |       |  |
|         | 西村環境政策課課長補佐            |       |       |  |
|         | 塚原河川環境課課長補佐            |       |       |  |
|         | 長瀬国際・環境課課長補佐           |       |       |  |
|         | 湯澤公園緑地課課長補佐            |       |       |  |
|         | 銭谷関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所調査課長  |       |       |  |
| (農林水産省) | 西郷環境バイオマス政策課長          |       |       |  |
|         | 伊巻環境バイオマス政策課課長補佐       |       |       |  |
|         | 佐藤地域整備課係長              |       |       |  |
| (林野庁)   | 小口計画課専門官               |       |       |  |
|         | 中島釧路湿原森林環境保全ふれあいセンター所長 |       |       |  |
| (水産庁)   | 青木計画課課長補佐              |       |       |  |

### 4. 議 事

【国土交通省環境政策課課長補佐(西村)】 それでは、時間になりましたので会議を始めさせていただきます。私、国土交通省の総合政策局環境政策課で課長補佐をしております西村と申します。この会議の進行役の方を務めさせていただきますので、よろしく願いします。

今回の会議は事務局を国土交通省の方で務めておりますので、まず、開会に当たりまして、代表して国土交通省環境政策課長の桑田よりごあいさつを申し上げます。

【国土交通省環境政策課長(桑田)】 国土交通省環境政策課の桑田でございます。

本日、平成19年度の第1回自然再生専門家会議ということで、先生方におかれましてはお忙しい中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。事務局を代表して、幹事ということで、国土交通省の環境政策課の方からごあいさつさせていただきたいと思っております。

来年の7月に洞爺湖サミットが開かれるということで、この中でも環境問題が大きく扱われるという中で、国内における環境問題に関する動き、これも盛り上がりつつありますし、また、国際的に見ても我が国の環境に対する取り組みといったものが非常に注目されるという状況にあって、本年6月に21世紀環境立国戦略といったものが閣議決定されましたけれども、その中におきまして、戦略の2番目といたしまして生物多様性への保全による自然の恵みの享受と継承と、こういったことが戦略として位置づけられるといった状況でございます。また、第三次の生物多様性の国家戦略につきましても、今策定作業大詰めを迎えておりまして、間もなくそういった第三次のものが策定されるというふうな状況でございます。

このように、自然再生あるいは自然環境といったことが、やはり環境問題の中で非常に今ますますその重要性を高めてくる中で、まさに今回のテーマでございます自然再生推進法といったものも、施行されて5年がたとうとしているわけでございます。この間、着実に成果は上がりつつあるのではないかとこのように私どもも思っておりますけれども、本日はそのあたりの最近の状況なども含めましてご報告させていただくとともに、そういった事柄に関しまして、専門家の先生方の忌憚のない自由なご意見が承れればと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

簡単でございますが、私の方からごあいさつとさせていただきます。

【国土交通省環境政策課課長補佐（西村）】 それでは、続きまして、本日ご出席の委員の先生方のご紹介をさせていただきます。席の順番でご紹介させていただきます。

池谷奉文委員でございます。

近藤健雄委員でございます。

進士五十八委員でございます。

小野勇一委員でございます。

辻井達一委員でございます。

広田純一委員でございます。

吉田正人委員でございます。

鷺谷いづみ委員でございます。

続いて、環境省、農林水産省、国土交通省の関係部局の出席者をご紹介します。

環境省自然環境局自然環境計画課の渡邊課長でございます。

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長の西郷課長でございます。

農林水産省農村振興局地域整備課の佐藤係長でございます。

林野庁計画課、小口専門官でございます。

水産庁計画課、青木補佐でございます。

国土交通省総合政策局環境政策課長の桑田でございます。

同じく国土交通省の河川局河川環境課塚原補佐でございます。

同じく国土交通省都市地域整備局公園緑地課の湯澤補佐でございます。

国土交通省港湾局国際・環境課の長瀬補佐でございます。

引き続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。座席表を1枚めくっていただきますと、会議の次第と資料一覧がございまして、下の資料一覧に基づきまして配付させていただいております。資料1がぶ厚いものがございます。あと、資料2-1と2-2が両面になったものが1枚、資料2-3と2-4が両面になった1枚でございます。資料2-5と資料3が両面刷りになった1枚。あとは、メインテーブルの皆様には釧路と霞ヶ浦の、今回の2件の案件の全体構想及び実施計画の本文を配付させていただいております。不足はございませんでしょうか。

それでは、この専門家会議は辻井委員に委員長をお願いしておりますので、ここからは議事の進行を辻井委員長をお願いいたします。

**【辻井委員長】** 委員の皆さんにはお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。きょうの自然再生専門家会議は議題として四つございまして、自然再生事業の推進に向けた取り組み状況について、それから、2番目が自然再生事業実施計画についてと、この2件でございます。三つ目が、自然再生推進法施行後5年を経過した場合の検討について、4はその他となっております。それぞれに説明を聞いてからご審議をお願いしたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、議事次第に従いまして、今申し上げました議事を一つずつ検討していこうと思っております。

最初に、先ほど申しました自然再生事業の推進に向けた取り組み状況についてということで、事務局から説明をしてもらおうと思っております。よろしくをお願いいたします。

**【環境省自然環境計画課課長補佐（難波）】** まず議題1としまして、環境省の方からご説明申し上げます。協議会の設置状況と概要についてということです。資料1をごらんください。

資料1、自然再生推進法に基づく自然再生協議会の概要でございます。1枚めくっていただきまして、1ページ目、全国地図がございまして。前回、今年度3月の専門家会議からの変更点を主にご説明させていただきます。こちらの地図の右に一覧表がございまして、新たに組織化された協議会としまして、19番目に中海自然再生協議会、19年6月30日がございまして。

概要ですが、2ページ目に一覧表がございまして、一番下の19番目、中海自然再生協議会とあります。こちらの方が、概要としまして、戦後の開発や生活雑排水の流入になど

により失われた中海全域の自然環境の再生を検討するという事で、課題としましては湖沼環境の保全再生となっております。少し具体的に申しますと、この資料の54ページ、55ページに、後ろに個別協議会の詳細をつけておりますが、そこから抜粋して少し詳しく申しますと、「湖の富栄養化や開発による湖形状の改変などにより、水質の悪化やアマモ場の消滅、生物資源の減少などが進み、かつての豊潤な自然環境が大きく損なわれている」という状況でございます。

このような状況に向けまして、改善するために、豊かな漁場、遊べるきれいな中海を目指しまして、水鳥の生息環境の再生、アマモ場の再生などの具体的目標について検討を行うということを実施しております。6月30日の組織化以降、3回、協議会が開催されておまして、現在、全体構想を協議中ということでございます。組織化は1協議会でございます、2ページ目の一覧表でその他の変更事項ということでご説明いたします。

2点目としまして、全体構想作成、表の右から2列目でございますけど、17番の石西礁湖自然再生協議会、こちらの方が7月5日に全体構想が作成されております。現在のところ、19協議会のうち16協議会で既に全体構想が作成されております。

次に実施計画でございます。一番右の欄、前回からの変更点ではありますが、2番の釧路湿原におきまして9月6日に雷別地区、8番の霞ヶ浦におきまして9月14日に霞ヶ浦B区間の実施計画が作成されております。本日の議題であります。これによりまして、19協議会のうち、8協議会において14実施計画が作成されている状況でございます。

それから、右から3列目でございますけど、構成員数ということで、現在のところ、個人、団体合わせまして1,159。平均すると61構成員数、1協議会当たり61という状況であります。

資料の方ですが、3ページ目以降、個別の協議会の経緯または概要等を掲載しております。こちらの方は、また追ってごらんいただければと思います。

以上、簡単ではございますが、全国動向でございます。

**【辻井委員長】** 今の報告について、何かご質問等ございましたら、

**【小野委員】** ちょっと意見がございます。19の自然再生事業概要版をいただきましたので、つらつと眺めてみたんですけども、一つの点は、事業のそれぞれが違った目標を持っているように思うんですけども、その違った目標を少し整理していただいて、この事業はどういう点を目標にしておるということを明確にさせていただくとありがたい。これが第1点目であります。それから、その目標値は、悪くなったからよくしようという目標値はあるんですけども、よくしようという場合の、どこを一つの目標にしているのかということ、何を目標にしているのかというのが見えないところが結構あるものですから、それをちょっと明確にしておいた方がいいなと思ったものですから、今の質問になったわけです。

もう一つの点、私は前から考えていたんですけども、協議会はここに人数が示してあ

るんですが、中身がわからない。例えば、70人、129人とか書いてあるんですけども、一体どれだけの組織がこれにタッチしておるのか。これは書いておいていただくと非常にわかりがいいと思っております。これが第2点目。

それから、3点目は、これはちょっと出しにくいかなと思っているんですけども、あえて質問いたしますが、金額がわからない。どれくらいこの事業にかかるのか、何年かかるのか。それは恐らく本計画ができたときに何年間というのがわかると思うんですけども、私は別に各省庁を競争させようと思って、こんなことを言っているわけではありません。むしろ、その金額が明確になることによって、環境省は何をやらなきゃならんかということがはっきりしてくると思うんです。この前視察させていただいて、つくづくそんなことを考えながら帰ったものですから、難波さんからこれをいただきまして、見まして、あ、やっぱりこれは要るなと思って、3点目を思いついたわけでありませう。

以上、答えられるところはお答えいただくと大変ありがたい。

【辻井委員長】 どうぞ。では、お願いします。

【環境省自然環境計画課長（渡邊）】 きょうの一番最後の議題というか三つ目の議題で、再生推進法が施行されてちょうど5年がたって、その5年間の施行状況をこれからレビューというんでしょうか、少し整理をして、どんな点が改善していくべき点かということも3省庁の間でも検討していきたいと思っております。

その過程で、専門家会議の委員の方々からもいろんなご意見をいただければというふうに思っています、今の小野委員からありました目標の設定の仕方、確かに、場所によって、協議会によってタイプが幾つか分かれてこようかと思っています。その辺、ちょっとタイプ分けをした整理ですとか、協議会に会員としてかかわっている、まあ、数字だけ出ているわけですけども、どんな役割分担でNGOなり自治体なり各省なり、あるいはその地域住民なりがどんなふうにそれぞれの事業にかかわっているかというようなあたりも、そのレビューの中で整理しながら少し見えるようにしていければというふうに思っています。その中でちょっと、経費的なのどこまで出せるかというのは、各省と相談をしながら整理をして、レビューの作業について進めつつ、委員の方々から意見をもらう際に、小野委員のご指摘の点、情報提供できるようにしていきたいと思っております。

【辻井委員長】 ほかのところからのご意見などはよろしいですか。

【小野委員】 お答えにくいところは無視されて結構です。私、言いたいことを言いましたので。

【辻井委員長】 例えば、予算ということになると、今までの出せるんだと思うんですけども、これからのというのはなかなか難しいかもしれないですね。予想がつかない。これくらいかかるだろうというのは、なかなか難しいんじゃないですか。

【環境省自然環境計画課長（渡邊）】 政府の予算だけじゃなくて、恐らく、自治体も参加していますし、NGOも事業をするというような形で、いろんな主体もあるものですか

ら、その辺も含めてどんな形で経費がかかってきたのか、あるいは今後の見通し、その辺がどこまで出せるか、ここはちょっと検討させていただければと。

【辻井委員長】 例えば、NPOが自分たちの仕事としてやっているの、その経費としてはこれぐらい計上しているんだというのは出るかもしれないんだけど、なかなか、役所がやっている場合だと単年度の要求になったりするから、じゃあ全体でというのは、そう出るわけではない。そういう難しさはあるだろうと思いますけれどもね。だから、出せるものと出せないものということになるかもしれませんが。ちょっと、それはご検討、今の小野委員のはどうぞ皆さんまたご検討いただいて、また最後の議題のところでもたお話が出るかもしれません。ということでよろしいですか。

【小野委員】 なぜ、私がそんなことを考えたかといいますと、もともと自然再生専門家と言われたときに、僕は本当の専門家じゃないよ、と言ったのを覚えています、自分で。だれも自分が自然再生専門家だと思ってこの委員を引き受けたわけじゃないんじゃないかな、と思います。そうすると、私は一生態学者として、生態学専門家としてこれに参加をしていると思っておりますので、そういう面から見てどれくらいお金がかかればこれだけの仕事ができるという、自分の経験というものがあるものですから、そこから物を見てみようかなと思って、きょうのその19のやつを一つ一つ、一番関心のあるところだけ先に見たんですけれども。どれくらいできるんだろうと思って。幾らでもかければそれは幾らでもできるんですけど。これは年度の要求というのがあるでしょうから、それぞれの省庁でやっぱり要求なさるんでしょうから、その結果で出てくるので、さっき委員長がおっしゃったみたいに、過去はわかるかもしれないけど、未来はわからないというのはわかるんですけどね。しかし、スコープというのがあっていいなと思ったものですから。そういうことからその目標のものに、今度は逆に、話が私の頭の中で返ってきたというふうにご理解ください。

【辻井委員長】 では、今のことは次の5番目のところでもう一度ということにさせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に入ろうと思います。2番目は自然再生事業実施計画についてということです。これについて、事務局からご説明をお願いをしようと思います。よろしくどうぞ。

【国土交通省環境政策課課長補佐（西村）】 はい。それでは、事務局の方から、まず資料2-1についてご説明したいと思いますので、資料2-1をごらんください。

こちらは助言に当たっての主務大臣の手続きでございますが、前回、ことし3月の会と同じ考え方で進めさせていただきたいと思っております。

まず、主務省庁の方で実施計画全体構想の送付を受け付けましたら、それが自然再生の基本方針との整合性等の確認を行った上で、助言実施の有無の判断をいたします。それで、左側になりますけれども、助言の方を実施することを判断をいたしますと、助言（案）を

作成して、専門家会議、この会議でのご助言をいただくということ、その意見を踏まえまして助言内容を決定し助言を実施するという流れでございますが、今回2件とも、右側の実施しないという方向で手順を進めることを考えています。この場合、自然再生専門家会議でご報告していただき、ご意見を議事録という形で公開させていただくという手順を踏みたいと思っております。

説明は、以上です。

【辻井委員長】 これについての何かご質問等ございましたら。これは説明ということですのでよろしいでしょうか。

それでは、次、2番目の議題になりますけれども、自然再生事業実施計画について二つあるんですけども、これについての説明をよろしく。

【林野庁専門官（小口）】 失礼しました。そうしますと、まず釧路湿原自然再生事業の雷別地区自然再生事業実施計画につきまして、林野庁から説明をさせていただきます。

【辻井委員長】 座って、やってください。

【林野庁専門官（小口）】 失礼いたします。

まず最初にお断りさせていただきますが、本日、北海道森林管理局から釧路湿原森林環境保全ふれあいセンターの中島所長が来ておりますので、私の方から最初に釧路湿原自然再生全体構想の概要につきまして簡単に説明させていただいた後、雷別の実施計画の詳細につきましては、中島所長の方から説明をさせていただきます。

では、まず最初に、釧路湿原自然再生全体構想、こちらにつきまして簡単にご説明させていただきます。

まず、釧路湿原の自然再生の対象となる区域でございますが、こちらは釧路川水系の集水域を基本的な対象範囲としまして、面積約25.1万ヘクタール、六つの市町村が関係しております。自然再生の目標につきましては、具体的には、急速な悪化が進む以前の、国際的に価値が認められた、ラムサール条約、こちらに登録前のような湿原環境を一つの姿とする、と。そういう方向で、現在、釧路湿原の全体構想を進めているところです。

流域全体としましては、湿原生態系の質的、量的な回復、あと、湿原生態系を維持する循環の再生。それと、湿原と持続的にかかわれる社会づくりと。この三つの目標を立ててやっているところです。現在、釧路湿原の自然再生協議会、こちらの構成としましては、個人が59名、団体40名、オブザーバーが13団体、関係行政機関11機関、平成19年11月現在でございますが、合計が123名という形になっております。こちらの協議会の下にぶら下がる形で現在六つの委員会ができておまして、その委員会の中に森林再生小委員会というものがございます。その中におきまして、雷別地区、こちらが土地がほぼ国有林の土地だということがございまして、北海道森林管理局の方が事務局となりまして進めてまいりまして、それが本年9月に釧路湿原の中では六つ目の実施計画としまして雷別地区の自然再生事業実施計画を策定させていただいたと、そういった流れになってご

ざいます。

そうしましたら、雷別の実施計画の具体的につきましては、中島所長から説明させていただきます。

【林野庁釧路湿原森林環境保全ふれあいセンター所長（中島）】 釧路湿原森林環境保全ふれあいセンターの中島でございます。では、私の方から雷別地区自然再生事業実施計画の概要につきまして、説明させていただきます。

【辻井委員長】 中島さん、座ってやってください。

【林野庁釧路湿原森林環境保全ふれあいセンター所長（中島）】 はい。

釧路湿原自然再生協議会につきましては今ご説明があったとおりですけれども、雷別地区の自然再生事業実施計画につきましては、ことしの7月の自然再生協議会で協議され、了承されたところです。

この協議会の構成等につきましても、ただいま説明があったとおりですけれども、雷別地区の自然再生事業につきましては、この下に挙げております六つの小委員会のうちの森林再生小委員会で詳細な協議が行われております。

実施者は、林野庁北海道森林管理局釧路湿原森林環境保全ふれあいセンターです。

全体構想における雷別地区自然再生事業の位置づけということでございますが、ちょっと字が小さくて見にくいんですが、3番、赤の点線で囲っております湿原・河川と連続した丘陵地の森林の保全・再生というところに位置づけられております。

それから、次は、この雷別の事業箇所の位置なんですけれども、左上の地図、ちょっとわかりにくいんですが、ここが釧路市街地でございます。釧路湿原が広がっておりまして、こちらが隣の標茶町になりますが、その釧路と標茶町の間にはシラルトロ沼という湖沼がございますが、この流域を拡大した図がそちらの図なんですけれども、シラルトロ沼から上流に向かいましてシラルトロエトロ川が伸びておりまして、その上流域が雷別地区国有林になっております。国有林の中の293林班とその周辺が事業の対象区域になっております。

この事業の概要ですけれども、対象につきましては、今ご説明いたしました雷別地区の林野庁所管の国有林です。そして、その現状なんですけど、この箇所は昭和初期に植栽をされました壮齢のトドマツ人工林でしたけれども、平成12年に気象害を受けまして、その被害木を伐採、搬出した後、さらにトドマツが枯損した被害地が、現在この写真のような疎林状態または無立木状態となっておりまして、笹地化しております。この事業の目的ですけれども、シラルトロ沼とその上流の河川・湿原のためにこのような上流域の森林の水土保持機能を高めることにしております。そして、このような笹地化した林地を将来的には広葉樹の郷土樹種、ミズナラ、ハルニレ等を主体とした森林に再生していくことを目標にしております。

これは、トドマツの立ち枯れの原因につきまして森林総合研究所の北海道支所の丸山先

生のグループに調査をしていただいた結果なんですけれども、原因といたしましては、トドマツの通導組織、仮道管の水分通導機能障害とされております。冬期に土壤凍結が深い状態で暖かな日が続き蒸散が起こったため、根からの吸水ができずに通導組織が回復不能な空洞化を起こしました。その後、蒸散が多くなった夏期に給水が追いつかず、しおれて枯れたものと推定されております。

森林再生の手法といたしましては、保全、天然更新、人工植栽、三つに大別をしております。保全というのは、既に稚樹、小径木が生えている箇所、こういった箇所につきましては、そのまま推移を見守る箇所としております。それから天然更新、これはそういった稚樹が見られずに、近くに母樹がある箇所を天然更新によって森林再生をしていくことにしております。それから、稚樹がなく、しかも母樹もない場合につきましては、植えつけによって森林再生を図っていくということにしております。

これはそのイメージ図なんですけれども、現状はこの1のような状態です。母樹に近いところ、2番目の図をごらんいただきますと、この母樹に近いところを天然更新ということで、筋状に地がきをして天然更新を促してゆく。母樹から離れて種子の落下が期待できないところについては人工植栽という箇所といたしまして、こんな形で推移をしていくのではないだろうかというイメージ図でございます。

これは、現地の一つの笹地となった区画の周囲をあらわしたものです。そして、先ほどの保全箇所、天然更新箇所、人工植栽箇所をどんなふうに現地で分けしたかということなんですけれども、笹地の周囲を確定しまして、林内を踏査をして、保全箇所、稚樹が出ている箇所を分けいたします。それから、この点々は母樹の位置なんですけれども、母樹の位置を調査をいたしまして、近くに母樹がある箇所につきましては、一応3本以上の母樹が20メートル以内にある箇所がそちらの黄色に示しておりますけれども、それを天然更新箇所、白い箇所が人工植栽箇所。このような形で三つの箇所を分けしております。

そのような分けをした結果、森林再生の対象面積が全体で20ヘクタール余りになりました。その4分の3近くが天然更新区域に分けされております。人工植栽の区域には4分の1程度、保全区域が1ヘクタール弱ということで、その箇所を写真に落としたところが向こうの図になります。

これは、今後の自然再生の事業計画なんですけれども、苗木育成、地がきは今年度から行います。人工植栽はここでは雷別でとった種を育成をして苗木をつくるということにしておりますので、今年度の苗木育成から、苗木育成の時間がかかりますので、人工植栽は22年度からということにしております。

これはその箇所を図面に落としたものです。1年ごとにある程度区域をまとめて事業を行っていく予定でおります。

これは、今後のモニタリングと評価ということなんですけれども、その主たるものはこの森林の再生、どんなふうにそこに樹枝が再生してくるかということを中心にモニタリン

グを行っていくことにしております。そのほかにも、森林の再生に伴う環境の変化ということで、調査をモニタリングをしていくことにしております。

そのモニタリングを行う箇所でございますが、事業地の中に人工植栽箇所、それから天然更新箇所、目標とする天然林箇所等を設置をしていくことにしております。

これが最後なんですけれども、この自然再生事業に市民参加の促進ということで、この自然再生事業を行っていく過程での苗木育成あるいは植栽、保育等の作業、市民参加が可能な作業につきましては、積極的に市民の参加の方の参加を呼びかけて行っていきたいと思っております。また、この箇所は森林の再生過程を実地に学ぶ環境教育のフィールドとしても活用できますので、今後そういった環境教育のプログラムを作成をして、森林環境教育のフィールドとしても活用していきたいというふうに考えております。

以上、簡単ですけれども、説明を終わります。

**【辻井委員長】** どうもありがとうございました。

今の雷別地区については、この間委員の何人かの方々に見ていただいたところですけど、ご質問、ご意見はまた後で、もう一件ございますから、それを説明してもらった後でということにさせていただこうと思っております。

2番目の説明を――これは霞ヶ浦ですね、よろしくをお願いします。

**【国土交通省河川環境課課長補佐（塚原）】** それでは、霞ヶ浦につきましては、私、国土交通省河川環境課で課長補佐をしております塚原と申しますが、こちらの方から、座って失礼させていただきますが、説明の方をさせていただきます。

説明の方につきましては、先ほどの林野庁と同じく、パワーポイントを使いまして説明いたしますが、その前にこの霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生事業をどのような箇所でやっているかということをお手元の資料の2-4のところに地図がございます。こちらの方でちょっと簡単に説明させていただきます。

霞ヶ浦は非常に広うございますが、右上の方に霞ヶ浦の航空写真がございますが、ちょっと霞ヶ浦の方、かなり内陸部寄りのところでございます。下に地図があるんですが、霞ヶ浦の湖岸のところ、これは距離にいたしましておよそ3.5キロ程度のところでございますけれども、こちらの方で行うというところでございます。地理的な位置関係につきましては、ちょうどこの対岸側、この地図で言いますと左側に当たりますが、市街地みたいなのが見えるところでございますが、これが茨城県の土浦市の市街地でございます、ちょうどJR常磐線の土浦駅がある、と。そういったような形の、非常に市街地からも至近距離にあると、そういうような位置関係でございます。

それでは、パワーポイントに従いまして説明の方をさせていただきます。

まず初めのいきさつでございます。こちらの霞ヶ浦の田村・沖宿・戸崎地区につきましては、自然再生協議会、こちらの方を平成16年の10月の方に設立されてございます。翌年の17年の11月、こちらの方で全体構想が策定されまして、昨年18年11月に、

まずこの自然再生事業実施地区、A区間ということで、こちらの実施計画の方が策定されたというところでございます。これにつきましては、本年の3月にこの専門家会議の方で説明させていただいたとおりのところでございます。

続きまして、平成19年、本年の9月に、今度は続きますB区間、こちらの方について実施計画の方を策定されたというところでございますので、今般これについてはご説明の方をさせていただくというところでございます。

この実施計画でございますが、実施者は国土交通省の関東地方整備局の霞ヶ浦河川事務所でございます。概要といたしましては、いわゆるこれまでございました湖岸の植生、それがなくなったというところがございます、これは再生をするということになるというのが大体簡単に申し上げる目的でございますが、こちらは下の方に非常に小さく大変恐縮でございますけれども、実施箇所がございます。先ほども若干説明させていただきましたが、3.5キロぐらいの長さはあるわけなんですけれども、これが全体でございまして、その部分を地形、植生、工作物、それから利用の状況、それぞれごとに区間分けというのを行っております。それぞれの特徴ごとに異なる特徴のところを区間分けを行いまして、全部でAからIの9区間、区間分けを行っております。本年3月にお諮りさせていただきましたのは、この区間分けさせていただいたところの、この写真で言いますと一番上の部分に当たる約500メートル部分、これがA区間と申しますが、そちらの方についてお諮りさせていただきましたけれども、今回お諮りさせていただきますのは、そのすぐ真下、隣側に当たるB区間、沿岸方向に300メートルぐらいの距離でございますけれども、そのB区間についてお諮りさせていただくというところでございます。このB区間の特徴でございますが、ちょうどこの内陸部分におきまして、過去に霞ヶ浦で底泥の浚渫を行ったことがあるんですけれども、その浚渫土を仮置きするヤードということで、既に国有地ということで設けてあると。そういった、既に用地が確保されているというのがこのB区間の特徴でございます。

このB区間のところの現状であったり課題について簡単にご説明させていただきますが、従来、過去でございますが、ちょうど昭和43年ごろが、これも見づらくて大変恐縮でございますけれども、左側に示してあります航空写真のような感じでなっていたわけなんです、大体、岸沖方向に10メートルから50メートル程度の抽水植物帯、それから、同じく岸沖方向100メートルから150メートルに及ぶ沈水植物帯というのが過去には存在したという状況でございますが、湖水の透明度というのが低下するというので、いわゆるこういう沈水植物帯、そういうのが失われるとともに、抽水植物帯、そういったものも減少しているということがございます。一方で、先ほどもちょっとお話しさせていただいておりますが、昭和54年度から、ここの地区におきましては、当時、建設省の方におきまして、いわゆる底泥浚渫、土を仮置きするヤードということで、事業用地として確保したと。その後、ここの、ちょうど今の湖岸堤なんです、ちょうど湖岸を囲むような

形で湖岸堤の方を築いたと。そういうところがございまして、従来、湖水位面と陸とのところで連続性というのが保たれていたところなんです、そういった連続性も失われたと。そういったような感じの、今、現状としてあるというところでございます。こういったものをもとの姿にできるだけ戻していこうというのが、この事業の主な目的でございます。

具体的な事業の目標像についてご説明の方をさせていただきます。

このAからIの区間、共通する地区におきます事業の目標というのは、大きく三つに挙げられております。このパワーポイントで言いますと、ちょうど赤い色の文字で書かさせていただいているんですが、まず1点目が湖岸の環境の保全・再生、それから2点目として湖岸景観、場の再生。それから3番目としまして、人と湖のつながりの再生。こういったものをAからIの区間、どれも共通で目標としてございます。この目標に沿うような形で具体的にB区間ではどのような目標を掲げているかということについてご説明させていただきますと、まず湖岸環境の保全再生につきましては、浅水域であったり静水域、あるいは深場を持ちます湖岸帯というのを形成し、そして沈水植物や抽水植物などが自然に繁茂できるような基盤というのを形成することによって多様な生物の生息環境を形成する。それが目標の一つ目というところで掲げてございます。続きまして、湖岸景観の場の再生ということで、これにつきましては、水域の変わる区域まで連続した湖岸景観というのを形成すると、そういうのを目標像として掲げてございます。3番目といたしまして、人と湖のつながりの再生というところにつきましては、後ほどご説明させていただきますが、ここのB区間というところにつきましては、緩傾斜護岸、緩勾配の堤防というのを築造をするということを考えているんですが、その堤防を築造することによって、水辺に近づきやすい環境学習の場、それから散策や写生の場、そういったものを形成することを目標像として考えてございます。合わせて整備の方をいたします親水空間、これにつきましては人々の憩いの場とかやすらぎの場、そういったものを形成するというのが目標像ということで掲げられてございます。

続きまして具体的な事業、こういったものを行っていくかということについてご説明の方をさせていただきます。

こちら、今、パワーポイントの方で示してございますのは、ちょうどB区間におきます平面図、具体的にどういうものを整備するかということを中心に絵にかいたものでございます。ちょっと見づらく大変恐縮でございますが、下側の部分がちょうど湖面に当たる部分でございます。それで、ちょっと上の方に、若干、ラインというのが出っ張った部分の下の方にラインが引かれてございますけれども、そちらの方が現在の湖岸堤というところでございます。この上のところ、ちょうど出っ張った部分の黄色で色づけされている部分、まずここにおきまして堤防の施工というのを行います。この堤防につきましては、緩勾配、勾配が緩い堤防ということで、そういうような形で施工の方を行うということになってございます。

それから、この堤防、それから、今、現行にあります湖岸堤、それを囲む形で、ちょうどあの出っ張った部分の真ん中ら辺に水色の部分とか緑色の部分がございます。こういったところで、今度はここの部分でいろいろな基盤整備を行うということを考えてごさいます。基盤整備につきましては大きく3点ございまして、まず1点目としましては、先ほど申しあげましたここの部分はもともと底泥浚渫土の仮置きヤードだというのがございまして、どうしても底泥浚渫土がある。それが流出するということが今後懸念されるということがございまして、まずそれをその部分について置きかえを行うと、表土の置きかえを行うというのがまず1点ございまして。

続きまして、現状でございまして、既にヨシの湿地環境というのがございまして、それを保全するというところを行ってまいります。3番目は、浅場とか深場とかそういったものの環境をつくっていくということがございまして。こういったような形の基盤整備というのを次に行うということを考えてございまして。

3点目の方でございまして、これについては既設の湖岸堤、そちらの部分に開口部ということで2カ所ほど設けるような形で、現行の堤防を切り欠くというところを行うということを考えてございまして。合わせまして、ちょうどその切り欠いた部分、この図面で言いますとちょうど出っ張った部分の左側と右側にそれぞれ1カ所ずつ切り欠いた場所があるんですが、ちょうどその間のところに中ノ島みたいな形で残る堤防があるんですけれども、こちらの方も堤防の天場を若干低くするというところを考慮して、これを存置するというところで行うということを考えてございまして。

こういった整備の方につきましては、主体といたしましては国土交通省の霞ヶ浦河川事務所、そちらの方が事業主体ということで主に行っていくという内容でございまして。

この施行の流れでございまして、先ほどもちょっと申しあげました。まず1点目ですが、堤防の施工というところを、先ほどの緩勾配の堤防を施工していくということでございまして。こういうような形で堤防を施工していくということでございまして。

続きまして2番目ということで、堤防を施工してから約3年ぐらい、ちょうど置いておくわけなんですけど、その3年後ぐらいに、先ほど言いました湿地環境の保全であるとか、あるいは浅場とか深場、そういったものの基盤整備というところを行っていくというところがございます。最後3番目でございまして、それが終わった後、現行にあります湖岸堤防、そちらの方に開口部を2カ所設けるということを行ってまいります。こういったのが施工の手順というところがございます。それが終わった後にモニタリングであるとか、あるいは植物の管理とか、そういうところを行っていくという流れとなっております。

続きまして、基盤整備の方が終わった後の植生管理をどのように行っていくかというところを示したのがこの図面でございまして。これも非常に見づらくて大変恐縮なんですけど、まず、ちょうど緩勾配の堤防を築造するというところを先ほど申しあげましたが、その部分にちょうどこの赤色のハッチがかかっているんですけど、ここの部分につきましては植物の管理で

ございますが、これにつきましては国土交通省の霞ヶ浦河川事務所の方で基本的には除草とか草刈りとか、そういうのを行っていくということを考えてございます。

続いて、現行の堤防で、ちょうど整備後は中ノ島みたいな形になる部分、ちょうどこの図面と言いますと、ブルーのハッチがついている部分でございますが、ここの部分につきましては、基本的には植生管理は行わないで、自然の遷移に任せるというところを考えてございます。赤色のハッチそれからブルーのハッチ、どちらもついていない部分、これにつきましては、協議会全体のところで植生管理の方を実施していくというふうに考えてございます。ちなみに、この植生管理の方法については、今現在行われておりますA区間、そこでの植生管理の方が先行されますので、その管理の方法というのを参考にしまして今後検討していくという形になってございます。

続きまして、モニタリングの方でございます。モニタリングの方につきましては方針を定めておりまして、これについては次の方針でやっていくということを考えてございます。まず、湖岸景観とか生物の多様性、そういったものを図っていくということで、モニタリングを行っていくということで、そのモニタリングの詳細につきましては、協議会と十分協議して協議委員会との多様な主体の協働のもとで行っていくということを考えてございます。また調査結果に応じた形で調査手法とか調査項目、それから調査地区というのを柔軟に見直しをしていくということを考えておりまして、また結果につきましては逐次協議会に報告する、と。そういったような基本的な方針で行っていくということをこの実施計画の方では定めてございます。

具体的に、モニタリング計画につきましてはこちらの方に書いてあることを考えているんですが、基本的に場の基礎情報の把握のための調査とか、例えば、これにつきましては植物とか地形とかあるいは景観、そういったような、場の基礎情報の把握のための調査、それからいわゆる産卵場とか、水質とか底質みたいな、懸念事項の確認のための調査。これにつきましては、基本的には国土交通省の方で行うことを考えているというところでございます。それから、いわゆる魚類とか両生類、鳥類等の生物利用状況の確認のための調査については、この協議会全体のところでやっていくということを考えてございまして、例えば国土交通省の方におきましては、河川、水辺の国勢調査、そういったものの機会をとらまえてやったり、あるいはほかの協議会のメンバーにつきましては、例えば環境学習の一環ということで行ったりとか、そういうような形でやっていくということを考えてございます。

最後になりますが、役割分担に関してでございます。先ほど来役割分担についてはお話しさせていただいておりますが、いま一度個々の役割分担について整理したのがこの表でございます。まず施行につきましては、基本的に国土交通省の方が主な主体の形になってございまして、新しい堤防の施工であるとか、基盤の整備であるとか、開口部の設置とか、そういうものを行っていくということを考えてございます。それから、協議会の委員にあ

りましては、例えば植栽であるとか掲示看板の設置、そういったもののところではお手伝いいただくということを考えているというところでございます。

続きましてモニタリングに関してでございますが、1個前のパワーポイントの方でもご説明させていただきましたけれども、国土交通省の方におきましては場の基礎情報であるとか、懸念事項に関する確認のための調査、そういったものを行いまして、あと、協議会全体の方におきまして生物利用状況の確認のための調査というのを行っていくということを考えてございます。

環境管理、こちらの方につきましては、主に協議会の方がメイン、あるいは茨城県とか土浦市、そういった地元の行政の方が主体になってくるんですけども、ごみ収集であるとか植生の管理、そういうものを行っていただくのと同時に、国土交通省の方におきましても、河川のパトロールとか、あるいは新しい堤防のところの草刈りとか、そういうのを行っていくということを考えてございます。

それから、環境学習。これにつきましては、協議会全体のところ、そこが主体となりまして、現地見学会であるとか自然観察会、そういうものを開催することによってやっていくということを考えてございます。

あと、広報活動につきましては、全体のところでホームページによる情報提供のほか、広報看板であるとか説明看板、そういったものを設置していくというところを考えてございます。

以上、ちょっと長くなりましたけれども、霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生事業のB区間についての、実施計画についての説明の方をさせていただきました。

以上でございます。

**【辻井委員長】** どうもありがとうございました。

それでは、雷別地区と霞ヶ浦についてのご質問、ご意見ございましたら、どうぞ。

**【広田委員】** 現地では大変お世話になりました。すごく勉強になりました、理解が深まったかなと思います。その上で質問なんですけれども、一つはトドマツの枯死の件なんですけど、現地でもちょっと議論があったと思うんですけれども、あの気象被害が今後また起こり得る可能性があるのかということですね。仮に、ほかの場所でも同じような被害が起きた場合、今回提案されているような森林再生をやはりそういうところでも行っていく必要があるのか、あるいはできるのかということなんですけれども。それが第1点です。

それからもう一つが、何か重箱の隅をつつくようで申しわけないんですけども、ちょっと気になったところが、資料9ページなんですけれども、実施計画の森林の評価。森林の評価に基づいてこの293林班を対象にされたということで、こういう手続をとっておられることは大変結構なことだと思うんですが、この9ページの下の方の図面を見ますと、この293林班よりももうちょっとシラルトロ湖に近い下流部分で評価の低いところが何か所かあるんですけれども。要するに、こういう、より下流でより河川に近いようなところ

で評価の低いところの方をやった方が効果的な部分もあるのかなというふうに、ちょっと素人目には少し思ったんですけれども、いろいろ事情があってこの293林班がいいと判断されたんでしょうけれども、そのところ何か理由がわかれば教えていただきたいと。

以上、2点です。

【辻井委員長】 では、中島さん、どうぞ。

【林野庁釧路湿原森林環境保全ふれあいセンター所長（中島）】 1点目のトドマツの枯死の関係ですけれども、今後同じような、この被害は平成12年にあったわけですから、同じような気象条件が起これば、またこのトドマツの被害というのは同じようにあるのではないかと考えております。このトドマツ、寒さには割と弱い樹種でございまして、この雷別の周辺ではこういったトドマツの人工林は非常に少なくなってございまして、同じ時期にこの雷別以外でも周辺のトドマツ林が同じような被害を受けております。この雷別と反対側の釧路湿原を中心にして、雷別と反対側にも同じようなトドマツの枯損被害地がございまして、そこにつきましても同じような取り組みができるのかというようなご質問でしたけれども、今後、現地の状況を十分精査をして、その取り組みができるのかどうか検討していきたいと考えておるところです。

それから、2点目のこの評価の低いところの方がもっと下流域に見られるではないかというご質問なんですけれども、ちょっと私もこの下流域の評価の低い箇所、どういう状況にあるのか把握をしてございませぬけれども、この下の表の水質保全機能での評価、洪水・濁水緩和機能での評価、主に地表植生、地表が森林などの植生で覆われているか否かというのが大きな評価の基準になってございまして、伐採跡地とかそういった箇所で上の森林植生がなくなって、極端に評価が低くなるというようなこともありますので、伐採跡地に関してはその後すぐ植栽が行われておりますので、この箇所がその伐採された後植栽が行われているかどうかちょっとわかりませぬけれども、伐採箇所であれば植栽が行われてございまして、徐々に表層が鬱閉をして森林化すれば、今後この評価は高くなっていくものと思います。

【広田委員】 ほかの、伐採などであれば、また植林されるだろうから、今回の事業では少なくとも大丈夫だと。

【林野庁釧路湿原森林環境保全ふれあいセンター所長（中島）】 そうです。そういうことでございまして。

【辻井委員長】 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

【鷺谷委員】 林野庁の実施計画に関しての質問なんですけれども、調査をされていて、3タイプの先ほどのようなことをされるということなんですけれども、自然再生を順応的な取り組みとして科学的に進めるとすれば、仮説がまずあって、それを検証するに当たって3タイプがどうしても実施してみないといけないというふうな論理になってくるのかと

思うんですけども、そのあたりが余り具体的なご説明になっていなかったような気がするんですが。もともと落葉樹林であったところを針葉樹の人工林として造林しようとしたんだけど、それがなかなかうまくいなくなって笹地となってしまったと。そういう場所というのは、この釧路の周りでなくてもいろいろな場所にあると思うんですけども、それぞれ笹地になった後どういうふうな生態系の姿——森林なのか、笹地のままなのかも含めてですけども、それが健全といたしますか、人間の側から見て多様な生態系サービスを提供する、生態系として一番望ましいのかというような検討があって、ここではもともと広葉樹で、ミズナラやハリギリの林ですか、だったので、もとにというのは、まあ、それはそれでわかるんですけども、現状の状況によって、そのプロセスにもっていくのにどんな人為をどのくらいかければそこに行き着けるのかということに関して、調査結果に基づいて、もしその、今、一番、人為が余りなかったとき、あるいは若干人為をかけたときに行き着く姿が落葉樹林だとして、それに近づいていくということを考えると、落葉樹が母樹としてあることはあるんですけども、実際にはそれほど更新が起こっていないということに関して、そのプロセスのどこにどういう問題があるかということ、きっと調査されたデータから読めるのではないかと思うんですが。それを読み取って、その仮説として種子分散の問題なのか、セーフサイトとしてその樹種が発芽して実生が成長して、定着できるような条件のどこかに欠けているところがあるのか、あるいは両方なのかを見出して、そのことを検証していけるような組み合わせで処理をするというようなことがあると、これから実施される結果を見ながら、次にどういうステップが必要なのかというのが、より客観的、科学的に明瞭になると思いますし、先ほどもちょっと申し上げたように造林がうまくいなくなって笹地になって、天然林という名目になっているような場所をこれからどういう形で、健全な、森林なのか、そうじゃない生態系なのかわかりませんが、戻していくべきかということに関してかなり参考になるような気がするんですね。

ちょっと説明が余りに簡単といたしますか、天下りの三つのやり方をしますという印象を受けてしまったので、そういう仮説、検証的な取り組みをするというような形に説明できると思いますので、していただくとよかったと思うことと、もう一つは釧路湿原の再生ということで何が問題なのかが、ちょっと十分な説明になっていなかったと思うんですけど、笹地だと土砂が流出しやすいとか、造林地で、トドマツ林と、三つの姿がきっとあると思うんですけども、もともとの落葉樹林と、それから人工林として目指したトドマツ林と、それと笹地という、今のあり方とあるんですが、それぞれで釧路湿原に対しての影響とか負荷とか、そういうのがどうなっているのかのご説明が余りはっきりしなかったので、釧路湿原の再生の中でこの事業計画がどういう意義があるのか、知らない者にとっては余り十分に理解できなかった。もう、かかわっていらっしゃる方はもう十分よくわかって当たり前のことなのかもしれませんが、そのあたりのご説明もあった方がよかったか

もしれません。

以上です。長くなって、申しわけありませんでした。

【辻井委員長】 わかりました。ご質問というよりも、むしろご注文と考えてよろしいですね。では、今のようなことも含めて、釧路湿原の再生に向けてどのような効果があるのか、あるいは、そういったことについての説明というのができるようにしておいた方がいいんじゃないかというふうなご注文だと承ってよろしいんじゃないかと思いますが。

何かご返事があるんだったらしてくださっても、もちろん結構ですけど。

【林野庁釧路湿原森林環境保全ふれあいセンター所長（中島）】 はい。今の、先生のご指摘をまた検討させていただきまして、反映させて今後の事業に取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございました。

【辻井委員長】 ほかにいかがでしょう。ご質問なり。

【吉田委員】 霞ヶ浦の事業実施計画書の方についてなんですけれども、こういう全体構想と実施計画書のレベルというのをどういうふうに考えるべきなのかというのが、ちょっと私は疑問に思うところがあるので、どう考えるのか教えていただきたいんですけれども。

例えば、釧路湿原の場合には、釧路湿原全体に関する自然再生の全体構想があって、その中で旧川回復だとか湿地の再生だとか、それから森林の再生というような、そういうタイプごとに実施計画書が出てくるということで、非常にわかりやすいんですけれども、霞ヶ浦の場合には、この田村・沖宿・戸崎の自然再生事業全体構想というレベルのものがまずあって、そしてA区間、B区間という300メートル区間ごとにこういう実施計画書が出てくるというのは、私はレベルが一つ、釧路湿原なんかと比べると違うんじゃないかなと思うんですね。これは、どちらかというとい工事計画みたいな、そういうレベルのものじゃないかなと。そうすると、どこにボタンの掛け違いがあるかという、私はその全体構想がこういった霞ヶ浦のほんの一部の区間ではなくて、霞ヶ浦全体の自然再生全体構想というのがあって、その中でこの地域の自然再生事業の実施計画書があって、そして年次計画があるというならば理解できるんですけれども、余りにも300メートルごとのやつをこういうふうにして出してくるというのは、何か違和感があるんですね。ほかの再生事業と比べて随分細かくなっているのではないかと。私からすれば、霞ヶ浦の自然再生といたれば、やはりかつてのように、ワカサギとかシジミとかがとれるような汽水域に戻していくということが根本的な自然再生であって、それを長期的な目標にすべきであって、その中で湖岸再生というものがあるんだろうというふうに思うんですけれども、これについてはいかがお考えでしょうか。

【国土交通省河川環境課課長補佐（塚原）】 それでは、国土交通省の方から今のご質問の方についてお答えさせていただきます。

まず、全体構想それから実施計画との関係なんです、お手元のところですが、参考資料ということでお配りさせていただいております霞ヶ浦の自然再生事業の自然再生全体構

想という、左側にホチキスでとめてあるペーパーがあるんですけども、その2ページ目のところをお開きいただければと思います。

その中に自然再生の目標というのを書いてあるんですが、先ほどちょっとパワーポイントの中でも全体構想の中で三つの目標というところを掲げているというところなんですけど、まず、その全体構想の中では、基本的な考え方ということで自然再生の全体目標というのを、こういった生物の多様性であるとか人と湖とのつながり、それから湖岸景観というところで掲げたというふうな形で考えているというところでございまして、ではその実施計画の中ではなぜ300メートルぐらいずつ分けているかというところなんですけど、お手元のところに今度は自然再生事業実施計画書（B区間）というところの冊子が、これも同じく左側にとじてあるところなんですけども、その7ページ目のところをごらんいただければと思います。

基本的には、なぜ分けたかというのはこちらに書いてありますが、例えば、今、現状でどういう使われ方をしているかということで、施設がどうあるかとか、湖岸の利用の形態がどうあるのか、地形の特徴がどうなのかというところでの話。それから今の湖岸の植生というのが一体どういうふうな状況になっているのか、あるいは過去どうだったのかということで、全部で九つに分けているんですが、これを一つにまとめるというのが計画をつくる段階においてはなかなか難しいだろうというのが一つの結論としてあったと。そういうことで、九つの区間に分けているというところをございまして。

先生のご指摘の件なんですけども、幾ら何でも300メートルずつ分けるのはどうなのかという話もございまして、これにつきましてなんですけど、今後つくってまいりますCからIにつきましては、確かにここまで1個1個分けるのかどうなのかということもいま一度地元の方では検討して行って、今後、自然再生計画の実施計画というのは考えてみたいと。C、D、E、F、G、H、Iと1個ずつつくるのではなく、全体としてつくるのか、あるいはもう少しまとめた形でつくるのか、そういったところも今後検討をしていきたいということで考えてございまして。

以上でございます。

【吉田委員】 A、Bというふうに分けたという理由は、現状での利用が違ったりとか、現状の植生が違ったりとかということだという説明はあったんですけども、やはり霞ヶ浦全体の自然再生の中でどう位置づけるのかという話し合いがあったのか、あるいは、その中で、もうこの区間だけでいいんだということになったのか、あるいはこういう目標設定、あるいは実施計画の設定もこういう細かいやり方で出していくというのは、話し合いが協議会の中でなされた結果、こういう全体構想と実施計画の振り分け方になっているのか、そのあたりが私にはちょっとよく理解できないんですが。

【国土交通省河川環境課課長補佐（塚原）】 すみません。ちょっと説明が足りなかったんですけど、実際、協議会の中でそういうような形で、AからIまで分けてやっていきまし

ょうという話はございました。という形でやっているというところでございます。

一つの考え方としては、まずAから始めていって、Aで得られた知見というのをほかの区間に反映させていくというところがあったので、そういうような形で順繰り順繰りやっていくということでやっていったので、そういうような議論がなされてはおりました。

【鷺谷委員】 今のことの関連で。ちょっとご質問とお答えがかみ合わないようですので、霞ヶ浦については私もいろんな面でかかわりを持っていきますし、関心も持っていますので、ちょっと、形を変えたご質問のようなことにさせていただくんですけれども。

霞ヶ浦では、自然再生という考え方のもとにもなったような湖岸植生帯の保全再生の事業と、この今計画されているものよりもずっと大規模な事業が既に行われまして、それは技術としては私は大変うまくいったと思うんですけれども、それについてもう5年ぐらいのモニタリングを同じ、きょうこれを実施される事務所でモニタリングもして、知見も蓄積しているところだと思うんですね。それで、吉田さんがおっしゃったような汽水にすべきかどうかというのは、まだまだ、議論も科学的な知見も必要だとは思いますが、ああいう直立護岸に波がこう打ちつけているような不自然さではない、湖岸の植生帯を取り戻すとしたら、かなり、多少地形をつくったりという土木的な事業も必要ですが、その後は湖岸の砂をまき出すとか、そのぐらいの簡単なことで取り戻すことができる程度でできる。水質の問題がありますから、今すぐに沈水植物帯がかつてのような幅でできるということはすぐには期待できないんですけれども、水質とそういうようなことを合わせていけば、かなり健全な湖岸の生態系というのは取り戻せそうなことがわかってきていると思うんです。

その霞ヶ浦全体の方は霞ヶ浦の河川整備計画などがこれから策定されるに当たって、そういう中でお考えになって、ここでは、この場というのは、もともと、県の環境センター、ちょっと正式な名前は忘れちゃったけれども、ある場所で、この座長をされている方もそのセンターの長をされている方ですから、私は県が事務所と一緒に事業をされるので、この場所に限定して霞ヶ浦のもっと広い場所に市民の方は関心を持たれているんですけども、そういう、県と国土交通省の何かお話し合いとかのもとに、この場所でしかも国有地であるということで始められたのかと思ったんですけれども、実際に事業をするのは事務所だけで、何か県とかそのセンターのお名前が出てこないのが、むしろ奇異な感じがしたんですが、霞ヶ浦全体については河川整備計画で位置づけていくということでもいいのかということと、どうして県がこれに取り組みまないのかということに関してだけご質問をさせていただきます。

【国土交通省河川環境課課長補佐（塚原）】 今のご質問のところについてなんですが、まず霞ヶ浦全体の環境についてはどうするのかというお話ですが、これは整備計画の、先生がおっしゃられるとおり整備計画の中で考えていくということがまず1点目でございます。では、なぜ霞ヶ浦全体ではなくてこの位置を選んだのかということでございます。

います。霞ヶ浦につきましては、ご案内のとおりかなり湖岸も広い形、二百数十キロというような形の湖岸延長がございます。非常に全部やっていくとなるとなかなか大変だということがあるんですが、まず何を、取っかかりとしてどこを行っていくかというところで、先ほどもちょっと冒頭の方でご説明させていただきました。今回行方ところにつきましては、土浦市という、霞ヶ浦の湖岸の中では一番大きな都市に非常に近いということ、それから、お手元の2-5のところにも書いてあるんですが、これは茨城県の組織でございますが、霞ヶ浦環境科学センターというところが非常に近くにあるということもございますので、そういったところから、非常に関係の自治体、それから、土浦市とか、ほかの、かすみがうら市というところもあるんですけども、そういったところの自治体のご協力というのも非常に得やすいということがございまして、こういう位置に選定されたというところがございます。

あと、ちょっと私の説明が悪く大変恐縮だったんですが、この実施計画の中では、かすみがうら市あるいは茨城県、そういったところも、当然いろんな、例えば環境学習であるとか、それから広報活動、それから環境の管理、そういったところでご協力をいただくということになってございまして、そういうのも位置づけられているというところがございます。

以上でございます。

【辻井委員長】 はい。

何か。よろしいですか。皆さん、もうよろしいですか。まだ。

【広田委員】 よろしいですか。ちょっと吉田先生の質問とかみ合っていなかったような気がするんですけど、霞ヶ浦全体の自然再生全体構想というのはないんですね。

【国土交通省河川環境課課長補佐（塚原）】 はい、さようでございます。

【広田委員】 わかりました。では、別の質問でいいですか。

この霞ヶ浦についてなんですけども、ちょっと気になるところがありまして、質問は三つあるんですけども、一つはこの事業で配慮事項として住民の安全と漁業に配慮すること、これがちょっとだけ書いてあるんですが、実際、今回の、B区間でいいんですけども、どのような影響があり得るのか。住民とか漁業者は事業計画にどのような意思というか意向を持っているのかというところを確認したいという、これが第1点です。

第2点が、それに関係するんですが、役割分担表には漁協とか水利組合とか、町区とか町内会が入ってないんですよ、協議会のメンバーですけども。これは、やはりこの事業に対して、姿勢について、まだ余り積極的に加わろうというような気持ちになっていないのか、あるいは反対があるのか。そこら辺のところを確認したい。これが2点目なんですけども。

それから、3点目なんですけども、湖岸景観のことでちょっと気になったんですが、今回のB区間は霞ヶ浦の全体景観を再生するというよりは、B区間のところにちょっと掘

り込んで、いわばミニチュアをつくるようなものですよね。本来であれば、霞ヶ浦に一番面しているところにももとの植生帯等を復元するのが一番いい形だと思うんですけれども。ただ、私自身は、やれる範囲でやろうということなので、別にこのこと自身を批判するつもりはないんですけれども、今回堤防を2カ所切ってあのうち側だけにそういう生態系を一部復元しようという、こういう構想だと思うんですけれども、霞ヶ浦の全体景観の再生とはちょっとニュアンスが違うかなという感じがするので、そこら辺のところを、もしご説明あればお願いしたいなど。

【辻井委員長】 どうでしょうか。

【国土交通省河川環境課課長補佐（塚原）】 地元で仕事をしております現地事務所の調査課長が来ておりますので、そちらの者から回答の方をさせていただきます。

【国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所調査課長（銭谷）】 すみません。座ったままで失礼させていただきます。霞ヶ浦河川事務所調査課長をしております、銭谷といいます。

第1点目の住民の安全と漁業というお話がございましたけれども、それはA区間でもちょっと漁業の方はお話が出ておまして、ちょうどここが砂場になっておまして、ワカサギの産卵場所になっているということで、浚渫の土が流れ出すと砂が上からかぶさってしまって、産卵場所がなくなってしまうんじゃないかという危険性がありまして、それについては、今、モニタリングをしながら観測をして、なおかつ浚渫の土を砂目の土に置き換えるということをやしまして、モニタリング作業をしているところがございます、そこが確認とれますと漁協さんの方も大丈夫かというふうに思います。別の場所で砂をやっているところでは、そこは同じワカサギの産卵場所になるんですが、魚協さんの方では特に問題がないということで砂場をつくっていただきたいというお話もいただいておりますので、モニタリングの結果をご提示できればというふうに考えております。

それから、安全性のお話なんですけど、全体計画書の中で、道路を下の湖岸の方につくるというふうな形になっておりますけれども、もともと天場の道路、兼用道路として市の方で占用されている箇所がございます。そこが、道路が曲がるとといいますか、クランクができるような状態になる部分がございます、その辺について地域の方とお話し合い、これは区長さん等に説明いたしまして、了解等いただいているところではございますけれども、協議会の中ではその辺の安全の配慮もというご意見が出まして、その辺についてちょっと協議させていただいたというところがございます。

あと、役割分担の中で、漁協さんの方が、地区の方がなかなか出ていらっしやらないというご意見をいただきましたけれども、作業の実際の中では出てきていただけるように今お声かけしているところで、地区の方につきましては、ある程度、人家の前の方、自分たちの地区の前の方に行きますと出てきていただけるというお話は今いただいているところなんですけど、現状のところはちょっと人家から離れているところがございまして、できる

だけ参加いただけるように、今お話をしているところでございます。工事につきましても、当然、区長さん、地元の土地改良区さんそれから漁組さん、全部お話をさせていただいておりまして、それ自体についてはご了解をいただいているところでございます。

あと、景観のお話につきましては、霞ヶ浦湖岸全体の景観というお話がございましたけれども、先ほどちょっとお話がございましたけれども、霞ヶ浦の河川整備計画、現在、検討中でございます。そちらの方では、先ほど委員の鷺谷先生からもお話がございましたけれども、湖岸の植生帯全体のお話をさせていただいているところでございまして、その辺を踏まえながら全体の景観としてはある程度見えてくるというふうを考えてございまして、ここにつきましては、場所、先ほどもちょっとお話がありましたけれども、霞ヶ浦環境管理センターがあって、環境学習等に広く利用されやすいというお話がありまして、それで特定している場所でございますので、そこの中の小さな場所ですけれども、やはり同じような完工で、景観的なものが回復されるだろうというふうを考えてございます。

**【鷺谷委員】** 今お答えになったことで、最後の、どうして引くのかというのがお答えになっていなかったのです。私の感覚なんですけれども、湖の全面に出すのは仕方なくて出さざるを得ないという面があります。というのは、堤防がどんどん湖側に出て建設されたんですね。それで、たまたまこちらは何か国有地をお持ちだということで、むしろもとの位置に近づけるように、一部でも引くということは、地形などから見て少しでも、小規模ですけれども昔の形に戻すということで、意味があると思います。

**【辻井委員長】** どうもありがとうございました。

ほかの方、よろしゅうございますか。どうぞ。

**【池谷委員】** 雷別地区のことにちょっと戻っちゃって悪いんですが、ちょっとお願いしたいんですが。ここは実際に見せてもらって、私は日本の森林地域の自然再生の典型的な例だなというふうに私は思ったんですよ。今後、これから森林地域の自然再生をどうするかという考え方、非常にこれは重要なんだろうと思うんです。見せてもらって、やはり日本というのはとかく、何かというと樹木を植えたがる悪い癖があって、自然再生というのは自然に戻すのはどうするかということであって、森林をすぐつくろうという話ではない。特に、遺伝子の数からすれば、草本類の方がずっと遺伝子が多いわけですね。したがって、自然に戻して行って、草本類がだんだん何十年かたって森林に戻っていくという、その過程が重要なんですね。その過程の中で多くの野生生物が住めるわけですから、いきなり森林に戻すということは決していいことではないわけですね。

特にこの場合、1カ所が1ヘクタール未満ぐらいの広さですから、この程度の広さでしたら、山崩れが起こって困るというような広さじゃないわけですし。諸外国を見ましても、大体10ヘクタール以下ぐらいでしたら、それほど大きな問題が起こらないわけで。そういったところについては、やはり極力自然の遷移に任せるということが基本だろうと思うんですね。ですから、こういったところも、やっぱり森林再生ではなくて、自然再生

なんだというところを踏まえてもらって、どうしたらいいのか。特にトドマツが人工林として植えたらうまくいかなかったという、それはそれでいいんですが、その枯れてしまったトドマツを持ち出すということは本当にいいことではないです。そこへ置いておいてもらおうと栄養として残って、何十年後かの森林の栄養になるわけで、持ち出しちゃうと、やっぱり、これは山の栄養が大変少なくなるということがありますから、極力、できれば立ち木のまま置くとか、いろんなことを考えて試験的なあれでしょうから、いろんな、これは鷺谷先生がおっしゃっていましたが、そういういろんな考え方というものを入れた上で、いろんな試験をしてもらって、具体的に、じゃあ、どうするかということで踏み出すということが必要なんではないかなと思います。

【辻井委員長】 ありがとうございます。

それでは、大分いろんなご意見が。では、どうぞ。

【近藤委員】 霞ヶ浦の件なんですけれども、もう一つ、関東地方整備局もかかわっていますので。東京湾の再生にもかかわって、河川と下水と面源負荷というのですかね、そういう中で霞ヶ浦の根本的な問題の環境は、やはり流域河川と流域の土地利用、農業とかそれから牧畜、そういうものとの関係から、霞ヶ浦に入ってくる面源の環境問題というのがかなり大きな意味を持っているのかなと思うんです。当然これも研究されてどのくらいのもので、またこれを制御すれば霞ヶ浦全体でどのくらい負荷が少なくなるのか。そのためには具体的にどうしたらいいのか。そうすると、今回の湖岸の部分で対処すべきところは何かと。そういうストーリーが見えないというのは、鷺谷先生がおっしゃったのは、そういう全体のストーリーが見えなくて、全体で受け持つところと河川で受け持つところ、下水で受け持つところ、湖岸で受け持つところ、そういうトータルシナリオがあって、湖岸の部分でできることはここだからこれだけのことをやりますと、そういうストーリーが見えないということをおっしゃっていたのかなと思うんです。そのトータルストーリーをちょっとお示ししていただいた上で、それで湖岸のところ、ここではこうこういうことをやりますという話じゃないかなと私なりに推測するんですけれども、いかがでしょうか。

【辻井委員長】 では、簡単に、どうぞお答えください。

【国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所調査課長（銭谷）】 すみません。先ほどのご質問に十分お答えできていません。

今のお話にありました全体のストーリーというお話なんです、昨年度、茨城県それから栃木県、千葉県で、霞ヶ浦の第5期の湖沼の水質保全計画を立てられてございます。その中身で言いますと、流入負荷と言いますと、CODでいきますと約8割が流域から入ってくると、現在の下水道の整備率が五十数%という状態で接続率が八十数%という状態の中で、平成32年、これは下水道の方が100%という計画を立てておきまして、それに基づきまして、面源負荷、例えば排水規制におきましては、今まで20立米だったものを

10立米の排水規制にするという形で、県さんの方で計画を立てられております。それによりまして、トータル的に負荷を窒素とリンで3割と2割強という計画を立てられておりまして、CODが5台前半を15年後に目指すという形で計画を立てております。

そういう中で、湖岸の、今出ております植生の部分とか景観の部分合わせた形でやっていくということで、湖内の方につきましては河川事務所の方で役割分担をさせていただいているというふうな形になってございます。

【辻井委員長】 どうもありがとうございました。今のご意見の、つまり、全体のストーリーが見えないとなかなか意見や助言というのができないということも、これは今回だけじゃなくてこれからのこととしても事務局でお考えいただくといいんじゃないんだろうかというふうに思います。

それでは、大分時間がたちましたので、こんなところでこの議題は終了ということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、今のいろいろなご意見について、これは概要並びに議事録として公開するというふうなことでお取り扱いをお願いします。

続いて議題の3ですね、自然再生推進法施行後5年を経過した場合の検討について。これは最初に小野委員からのご意見もあった件ではありますが、これをひとつ説明をしていただきたいと思います。よろしくどうぞ。

【環境省自然環境計画課課長補佐（難波）】 それでは、議題の3についてご説明いたします。

資料の方は資料3と書いてあるものでして、霞ヶ浦Bの実施計画の裏面にカラーの横の検討スケジュールというのがございますけど、こちらの方を使わせていただきます。

まず、この議題の趣旨を申しますと、自然再生推進法につきましては、法律の中の規定で、法施行後5年を経過した場合、法律の施行状況について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること、というふうにされております。この5年見直しの検討につきましては、所管3省――環境、農水、国交省の方で行う予定としております。まず、本日につきましては、5年見直しの検討に先立ちまして、委員の皆様から現状課題等についてご意見をいただきたいと考えております。

それでは、この検討スケジュールのペーパーの方について簡単にご説明いたします。

この赤字がございまして、これが法律の附則の中の記述でございまして、法施行後5年を経過した場合の検討ということで、法施行状況の検討と必要な措置を講ずるということで、必要な措置を抽出していくという作業が今後伴います。

この5年見直しに関しまして関係する事項ですけど、左のピンク色のところで、自然再生関係事項とございまして、ここをご説明いたします。関係する事項といたしまして、まず、11月末ですけど、第三次生物多様性国家戦略、これが策定予定であります。この中に自然再生についても記載がございまして、もちろんこれを踏まえて今後の5年見直

しに当たっていくということでございます。

2点目、その下でございますけど、現在、総務省の方で政策評価、自然再生の推進に関する政策評価を実施されております。これは平成18年8月1日からございまして、現在取りまとめ中ということで、早ければ12月末には、総務省意見ということで報告書が公表されるということです。この政策評価につきましては、5年見直しの中に反映させていくということで総務省の方でも取り組んでおられますので、もちろんこの結果を5年見直しに反映していくということになります。

その下ですけど、実際に5年が経過というのは、1月1日になります。法施行後です。それから、その下に一つ書いてありますけど、自然再生基本方針、これは自然再生推進法の中の規定でございますけど、基本方針、こちらの方は3カ月おくれで平成15年の4月4日に公表されているんですけど、こちらの方も法の第7条第6項の中で、基本方針につきましては自然再生事業の進捗状況等を踏まえましておおむね5年ごとに見直しを行うものとするということとしております。こちらの見直しの方もございます。この中で、基本方針につきましては、もちろん今回の法施行状況の検討と、また第三次国家戦略等も踏まえて見直していくということになります。これらの、いろんな、必要な措置とか基本方針の見直しとか、また、もしかすると法律の見直しということも当然あるかもしれませんが、今どこに反映するかというのは別にして、現状課題というものをまず整理していくという作業が必要となっております。それを真ん中にスケジュールを書いてありますが、検討の主体は関係省庁ということになります。関係省庁による検討、自然再生推進会議の方で最終的には取りまとめていくということになります。現状の19年11月段階では、今のところは資料整理の段階ということで検討方針等を詰めております。実際に1月になりますと、過去5年を振り返りまして、法施行状況の把握・検討——これは実際にこの法律の手續・枠組みを用いられている方また用いようとされている方等、幅広くご意見を伺って、取りまとめていきたいと考えております。実際に、作業は1月から3月の3カ月を今のところ予定をしております、3月末には案を作成して取りまとめるということを考えております。この検討に当たって、右の欄ですけど、自然再生の専門家会議の方からいろんなご意見を伺いたいというふうに考えております。

専門家会議の欄に丸を三つ書かせていただいておりますけど、まず本日11月12日、これは現状で想定される今お考えのある意見をお伺いできればというふうに考えております。飛んで一番下ですけど、3月予定ということで、これは今回のような実施計画とあわせ行って、実施計画の専門家とあわせ行いまして、検討結果（案）についてご意見を伺いたいというふうに考えております。

それと、真ん中ですけど、この間に、実施計画とはまた関係なくて、実際の検討内容途中の段階で必要に応じてご意見を伺いたいというふうに考えております。

以上でございます。

【辻井委員長】 はい。

では、今の説明についてのご質問なりご意見なりを伺いたいと思いますけども、いかがでしょうか。

【吉田委員】 聞き取り調査ということがありますので、また意見を申し上げる機会もあるのかとは思いますが、私の方から自然再生推進法を法律として見直すあるいは施行の状況として見直すのであれば、ぜひ3点、お願いしたいことがあります。

第1点目は、この法律をつくるときに、国土のランドデザインとか、あるいは自然環境のネットワークづくりという視点から国の方が計画を立てていくということ、これをやるべきではないかということは、私、その当時NGOの立場から申し上げたわけですが、今どちらかというところ、この法律はトップダウンではなくてボトムアップで、やろうという意識のあるところから協議会をつくってやっていただくんだということで、今までのようなやり方ではないということでしたので、それはその趣旨で、その時点では了解したんですけども、やはりやっていきますと、果たしてこれで10年、20年やっていて、今までに失われた自然環境を回復していくという、そういうことになっていくのかということを見ると、自然環境のタイプごとに見ていくと十分ではないものがあるんじゃないかと思うんですね。環境省の方で、今、自然公園の方の、今もしようとされていく中で、いろんなデータを整理されましたけれども、私が参加した海の計画なんかでいきますと、サンゴ礁なんかは自然公園の方に入っている率が多いんだけど、藻場とかそれから干潟なんかは非常に少ないとか、そういったデータもございます。恐らく、自然再生という視点から見ても、やはり同じなんじゃないかと思うんですね。

今回、藻場の再生というのを、新しく中海が入ったということで評価できると思うんですけども、生態系タイプによっては自然再生が一向に進んでいないというところもあると思うので、そういう面で第三次生物多様性国家戦略の中では、やはりランドデザインとかネットワークということが非常に重視されていると思いますので、そういった点を踏まえると今度の自然再生基本方針の中に、前回の自然再生基本方針は自然再生の基本的な事項が盛り込まれていて私は評価するんですけども、さらに加えて、もっと、こういった生態系タイプは10年後にはこのぐらいふやすべきだとか、そういったことが盛り込まれてもいいんじゃないかと思います。これが一番大きなことです。

それから2点目は、この法に基づく自然再生事業については先ほど環境省の方から説明していただいて、19カ所あるということですけども、それ以外に県で独自にやっているもの、私も参加している三番瀬の自然再生とか、あるいは省庁が独自のプログラムを予算の中でやっていらっしゃるものとか、いろいろあると思うんですけど、それがトータルするとどういう状況になっているのかというのが見えないと。そういった整理もしていただいて、トータルになるとそれが、自然再生が生きているのかどうか、不十分ではないのかという整理が必要なんじゃないかと思います。

3番目は、現在、そういった自然再生をやっている場所に対して国からの補助というものがそれぞれの省庁のお持ちの枠組みの中で行われているわけですが、そうするとどうしても自然公園ですとかあるいは鳥獣保護区ですとか、法の枠組みの中の場所が中心になってしまって、実はそういったところに入らない白地のところの自然が失われていった方が大きいと思うんですね。そういったところで自然再生やろうと言ったときに、なかなか補助がもらえないということになりますと自然再生が進みませんので、これは法律改正が必要なかもしれませんが、そういった枠組みについても見直すべきではないかと。

その3点、申し上げたいと思います。

【辻井委員長】 ありがとうございます。

では、池谷先生、どうぞ。

【池谷委員】 この会議が5年たって、過去を振り返ってみますとね、本当に、あ、これは自然再生だなと思ったのはほんのわずかでございまして、大半が、まず、ないということ。特にヨーロッパ、アメリカあたりから比べますと、もう、一つもないという格好になってくるわけございまして、これは5年間の助走だということで、それはそれで私は我慢しますが、今後の5年間はもう少しきちっとした、世界に胸の張れるものになってほしいなと思っているわけです。そうしますと、まず実際見てみますと、何が問題かといいますと、自然再生というのは何なのか。例えば森林で言いますと、人工林を誤ったから、採算に合わないしうまくいかないという場合には、もとの自然林に戻すという哲学ですよ。だから、人工林から自然林に戻す。または、農地がちょっと余ったし、それが採算の合わない農地がある。それは自然に戻す。そういう川を直線化したらまずかった。これは蛇行しようじゃないかと。いろんなことがあるわけで、そういうふうな、自然をどう取り戻すかということがありますが、その中で、当然その目標に広さがあるわけですし、それは生態系がどう機能するかということになりますから、高次消費者がどう住めますかということがキーポイントになるので、それを考えないと、ちょっとばかりあっていいんじゃないかということになっちゃうので、それはうまくはないわけですね。それから、目標をきちっと持つということが一つは必要なんだろうと思うんですね。

それからあと、こういった自然再生、自然を守るということは基本的には土地利用をどうするかということだし、土地買収をどうするかということなんですよ。または、規制でもって抑えるか。つまり、そういった基本的な土地の例えば買収をどのくらいの目標で5年間でやりますかということをやっていると、いつまでたっても、何だかわけのわからないことになっちゃうわけですし、そういった、例えば農水省で言えば、どのくらいの農地を自然に戻しますかということをやっていると、何年やったらうまくいかないんだろうと思うんですね。

したがって、当然それに対する財政面の措置、これも、当然、今までも猛烈な勢いでこ

の現在世代のために自然を破壊して将来世代の遺伝子を奪ってきた事実があるわけですから、それを取り戻していこうやということになっているわけですから、相当な大きな公共事業をやる必要があるわけですね。この自然再生のための財政的な処置、これを具体的にどのくらいやりますかということ、やっぱりちゃんと議論して書かないと、これ、何年たってもそれは恐らくできないと、これは絵にかいたもちで終わってしまうんだと思うわけでございまして。各地域の実情をちょっと知ってみますと、どこもそういった財政的な裏づけがない中で、議論だけしている。それを何年もやっている。これはほとんど意味のないこととして、きちんとした財政措置をどうするかということ明記する必要があるんだと思うます。

【辻井委員長】 どうもありがとうございました。

では、鷺谷先生、どうぞ。

【鷺谷委員】 吉田さんがもう既におっしゃったことで、学会議の分科会でも広域的な観点から必要な自然再生もできるようにすべきではないかというような意見も出していますので、それは繰り返しません。

それとも関連があるんですけども、やはり、今、湿地とか水関係のプログラムが幾つも進んでいると思うんですけど、流域全体にしっかり目を向けて必要な場所で必要なことができる、それも一部にちょっと関係があることを手をつけるということではなくて、有効な取り組みを連携させることができるようにしないと、本当に望んでいる自然再生にはなかなか。もちろん、今まで自然再生などということには経験がなかったので、まずは小さいスケールで多様な主体が合意形成をするというようなことを5年間やって、それで実際に計画ができたか進んだかということは意義があったというふうには思うんですけど、もう一方でそういうことも必要となると、先ほども霞ヶ浦が話題に出ていまして、湖岸の植生帯の再生は河川整備計画の環境のところの位置づけましようとか、そんな感じになっているんですが、そういう、各省がいろんな計画で施策を進めるわけですけども、その関連する部分に影響を及ぼすことができ、目標とか計画とか見通しの面である程度統一感のあるような自然再生の流域レベルでの計画みたいなものができるといいんではないかと思ます。そうすると、国土形成とか国土利用に関する計画、河川整備計画、森林関連でもいろいろ空間を区切った計画というのがあると思ますし、農水省の方はちょっと今すぐにはわからないんですが、これから農業環境政策をもし進めていかれるようなことになれば、そういうようなものもできてくると思うんですけども。そういう、計画の、自然環境とかかわりのあるところがばらばらじゃなく、地域がある方向を目指して進んでいけるような総合的な自然再生、今までの考え方と、大分、今までは気がついた人が手を挙げて、そこでやりやすい場所を決めて進めてみるということだったんですけど、ちょっとコツがあって、トップダウン的にはなってしまうんですが、そういうことも、合意形成の場をどうするかとか大変難しくて、今までのようなものではないんだと思うんですけども。

ども、非常に課題は多いんですが、どうしても流域で環境の問題に取り組まなければいけないとか、流域レベルの生態系を再生しなければいけないというのをみんな強く思っていて、海の問題だって海の中ではとても解決できませんので、もっと上流のこともしっかり、必要なところは修復していかなければいけないわけですが、少なくともそういう視野を持って、きちっと科学的にプランをつくるような何らかのシステムがない限りは、ちょっと難しい。今は結構厳しい、日本の生態系というのはそんなにいい状態じゃなくて、場所によっては急速に悪化しているということもあると思いますので、そういうぐらいの空間的スケールや、それから取り込める主体というのが、国とか地方の主要な主体が取り込まれるような形のものも、この法律の改正でできるのか、あるいはもう全然違う仕組みなのかわかりませんが、必要なのではないかと感じております。

【辻井委員長】 ありがとうございます。

いろいろな問題が浮かび上がってきたとでも言うべきかと思います。確かにその途中、今5年たっていろいろな点で修正すべき点あるいは、今どうも不足している面があるんじゃないかというご指摘を幾つかいただきました。私としては、自然再生推進法ができて5年なので、実際の自然再生事業がこの19件の中で、まだ、言ってみると最初トップに動かし始めたところからの5年たっていますけども、まだ3年だとか2年だとか1年だとかというのがいっぱいあるわけですね。全部が全部5年たっているわけじゃない。5年というのでも大きなスケールの場所、ケースでいったらば、まだ5年しかたっていないのかということですから、結果もまだ出てないというところがたくさんあるというふうに考えるべきだと。私は、あんまり慌てなくてもいいんじゃないかというふうに。ただし、部分修正とか足りないところを加えていくということは、確かに重要な、必要なことではないかなというふうな考えを持ちます。足りないところがあったんじゃないかというのは出てきている。そういう点は修正するということが必要ではないかというふうに思います。

どうぞ。

【広田委員】 ちょっといいですか、違う視点で。吉田先生や鷺谷先生のご意見については、かなり私もそう思うところがあるんですけど、ちょっと別の視点で。

ボトムアップ型の取り組みということで5年経過しているんですけども、私がちょっと不満に思っているのは、やっぱり、合意形成のプロセスがこの資料としても説明としても非常に不十分だなというのは毎回感じていまして、冒頭に小野先生から協議会のメンバーもわからないというのがあったんですが、実は第1回目の委員会的时候にそれは議論があったんですね。もう地元で合意形成された結果を我々が受けても、そこで言うことがないんじゃないかというような話が当初あったわけですよ。ですから、その途中でもうちょっと情報提供してくれないかという議論もあったんですけども、それはそれとして、このボトムアップ型でいくという、私はすごく意義を認めているわけで、今回の地区の経験がすごく役に立つはずなので、もう少しプロセスを丁寧に記録に残して、何が問題なのかと

いうのを整理される必要があるんじゃないかなと。やっぱり、利害関係者がいるわけで、自然再生したいという人もあれば、生活がかかっているからそうはいかないんだという人もあるわけで、その中でどう合意形成を図るかというのがすごくポイントだと思いますので、ぜひ、そここのところの検証というか記録整理はお願いしたいなと思います。

【辻井委員長】 では、そういう検証も含めて考えていただきたいということで、このところはまとめておこうかと思います。

何か事務局の方からもしあったら、どうぞ。

【環境省自然環境計画課長（渡邊）】 ありがとうございます。いろんな意見をいただきました。それをもとに、これから3省で5年間のレビューをしていきたいと思います。

1点ご紹介なんですけれども、先ほどのスケジュールの中でも触れました第三次の生物多様性国家戦略の策定作業を3省を含め各省でやっておりまして、今月の下旬に政府として決定をすることを予定しています。その中でも自然再生のことは大きく取り上げておりまして、今いろいろいただいた意見にも関係してくるわけですが、これから5年間の検証をし、次なるステップ、さらに第2ステージというんでしょうか、改善をしていく必要がある、と。その際に、幾つか述べたんですけれども、先ほども出ました、何というのでしょう、ボトムアップアプローチと合わせて全国的・広域的な視点に立った自然再生をどう進めていくかと。これを課題として挙げています。同じ戦略の中で生態系ネットワークの具体化ということで、まさに鷺谷先生の話にありました流域圏というような規模での広域的なスケールでの生態系ネットワークの具体化のための図化をしていこうというようなことを3省の共同プロジェクトとして挙げておりますけれども、その実現のためのほぼ地域の拡充であり、自然再生の展開、そういったことを今後の課題として挙げていくところでございます。

それから、政府だけじゃなくて、やはり地域地域で民間の人たちも含めた地域活動として自然再生が展開されていくということが息長い自然再生につながる上で非常に重要ということで、これも、今、話がありました地域活動をどううまく各省連携で支援をしていくかということも大切な課題かなというふうに考えて、挙げていくところです。

それから、辻井先生からありました、まだ始まったばかりで事業の蓄積がまだまだ必要ということで、事業の評価の仕方ということも今後大切な課題になろうかなと思っております。そういうこと、事業評価の仕方も含めて再生事業の技術的な向上・開発、事業を進めながらそういったことを積み重ねていくというようなことも、第三次の戦略の中の重要なテーマとして掲げているところです。

そんなようなことで、自然再生、第三次国家戦略の中でも、今後の展開ということで重要なテーマとして掲げてございますので、これから5年たつてのレビュー、作業というのを進めながら、この専門家会議の委員の皆様にも意見をいろいろ聞かせていただきながら、自然再生の第2ステージに展開していけるように3省で連携をとりながらやっていきたい

と思います。よろしくお願いいたします。

【辻井委員長】 ありがとうございます。

それでは、その他というのは、何かありますか。あったら、どうぞ。議題の最後のところでその他になっているんですけど、何かありますか。

【国土交通省環境政策課課長補佐（西村）】 今回はありません。

【辻井委員長】 それでは、これで全部の議題終了ということになりますので、本日の自然再生専門家会議は終了ということにさせていただきます。

皆さん、どうも、活発なご意見をありがとうございました。

【国土交通省環境政策課長（桑田）】 本当に、本日は活発なご議論、ありがとうございました。本日いただいたご議論は議事録という形でまとめまして、きちっと公開しまして、現場にフィードバックしていきたいと思っております。

それから、次回のスケジュールにつきましては、また改めて事務局から調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

どうも、本日はありがとうございました。